

令和4年第1回紀の川市議会定例会議案書

和歌山県 紀の川市

3 紀総務発第341001号
令和4年3月7日

紀の川市議会議長 榎本喜之様

紀の川市長 岸本健

議案の送付について

令和4年第1回紀の川市議会定例会に提出するため、下記議案に説明書を添えて送付します。

記

議案第1号 紀の川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

議案第2号 紀の川市個人情報の保護に関する条例の一部改正について

議案第3号 紀の川市半島振興対策実施地域における固定資産税の特別措置に関する条例及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律における紀の川市固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第4号 紀の川市交通指導員設置条例の一部改正について

議案第5号 紀の川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

議案第6号 紀の川市国民健康保険税条例の一部改正について

議案第7号 令和3年度紀の川市一般会計補正予算（第10号）について

議案第8号 令和3年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第3号）について

議案第 9 号 令和 3 年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 号）について

議案第 10 号 令和 3 年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第 1 号）について

議案第 11 号 令和 3 年度紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について

議案第 12 号 令和 3 年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 号）について

議案第 13 号 令和 3 年度紀の川市水道事業会計補正予算（第 3 号）について

議案第 14 号 令和 3 年度紀の川市下水道事業会計補正予算（第 3 号）について

議案第 15 号 令和 4 年度紀の川市一般会計予算について

議案第 16 号 令和 4 年度紀の川市土地取得事業特別会計予算について

議案第 17 号 令和 4 年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計予算について

議案第 18 号 令和 4 年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算について

議案第 19 号 令和 4 年度紀の川市後期高齢者医療特別会計予算について

議案第 20 号 令和 4 年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計予算について

議案第 21 号 令和 4 年度紀の川市財産区特別会計予算について

議案第 22 号 令和 4 年度紀の川市水道事業会計予算について

議案第 23 号 令和 4 年度紀の川市工業用水道事業会計予算について

議案第 24 号 令和 4 年度紀の川市下水道事業会計予算について

議案第1号

紀の川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

紀の川市職員の育児休業等に関する条例（平成17年紀の川市条例第38号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和4年3月7日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

人事院の公務員人事管理に関する報告等に基づき、条例の一部を改正するため。

紀の川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
条例第 号

紀の川市職員の育児休業等に関する条例（平成17年紀の川市条例第38号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
(趣旨)	<p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条及び第15条（これららの規定を育児休業法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項及び第2項の規定に基づき、並びに同法<u>を実施するため、職員の育児休業等に関する事項を定めるものとする。</u></p> <p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1）・（2） 略 (新設)</p> <p>（3）紀の川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年紀の川市条例第20号）第4条第3項各号の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員</p> <p>（4）次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員 (新設)</p>

改 正 前	改 正	後
ア 次のいずれにも該当する非常勤職員		<p>(ア) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6箇月に達する日（以下「1歳6箇月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて任命権者と同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかなでない非常勤職員</p> <p>(イ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員</p> <p>イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（イ及び同条において「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）</p> <p>ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするものの</p> <p>（育児休業法第2条第1項の条例で定める日）</p>

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各

改	正	前	号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。	改	正	後	号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。
(1) • (2) 略 (3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当する育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当する配偶者育児休業の期間の末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該配偶者育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいづれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次に掲げる場合のいづれにも該当するとき 当該子の1歳6箇月到達日	(1) • (2) 略 (3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当する育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当する配偶者育児休業の期間の末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該配偶者育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいづれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次に掲げる場合のいづれにも該当するとき 当該子の1歳6箇月到達日	(ア) ア・イ 略 (部分休業をすることができない職員) 第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員とする。	(ア) ア・イ 略 (部分休業をすることができない職員) 第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。				

改 正 前	改 正 後
(新設) (新設) (新設)	<p>(1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員</p> <p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）</p> <p><u>(妊娠又は出産等についての申出があつた場合における措置等)</u></p> <p><u>第21条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出したときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならぬ。</u></p> <p><u>2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。</u></p> <p><u>(勤務環境の整備に関する措置)</u></p> <p><u>第22条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようするために、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施</p> <p>(2) 育児休業に関する相談体制の整備</p> <p>(3) その他、育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置</p>
(委任) 第21条 略	(委任) 第23条 略

附 則 (令和 年 月 日条例第
この条例は、令和4年4月1日から施行する。
号)

議案第2号

紀の川市個人情報の保護に関する条例の一部改正について

紀の川市個人情報の保護に関する条例（平成27年紀の川市条例第32号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和4年3月7日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）の廃止に伴い、条例の一部を改正するため。

紀の川市個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

令和　年　月　日
号
条例第

紀の川市個人情報の保護に関する条例（平成27年紀の川市条例第32号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

	改	正	前		改	正	後
				(定義)			
1				第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。		第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	
1				(1) • (2) 略		(1) • (2) 略	
1				(3) 個人識別符号 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第2条第2項法」という。) 第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。		(3) 個人識別符号 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。) 第2条第2項に規定する個人識別符号をいう。	
1				(4) 要配慮個人情報 行政機関個人情報保護法第2条第4項に規定する要配慮個人情報をいう。		(4) 要配慮個人情報 個人情報保護法第2条第3項に規定する要配慮個人情報をいう。	
1				(5) ~ (8) 略		(5) ~ (8) 略	
1				(9) 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。		(9) 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（個人情報保護法第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。	

改 正 前	改 正 後
<p>(10) 略 (保有個人情報の開示義務)</p> <p>第17条 実施機関は、開示請求ががあったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p>	<p>(10) 略 (保有個人情報の開示義務)</p> <p>第17条 実施機関は、開示請求ががあったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 当該個人が<u>個人情報保護法第78条第2号ハ</u>に規定する公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分</p> <p>(3) ~ (8) 略</p>

附 則 (令和 年 月 日条例第
この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第3号

紀の川市半島振興対策実施地域における固定資産税の特別措置に関する条例及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律における紀の川市固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

紀の川市半島振興対策実施地域における固定資産税の特別措置に関する条例及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律における紀の川市固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年3月7日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令（令和3年総務省令第32号）の施行に伴い、条例の一部を改正するため。

紀の川市半島振興対策実施地域における固定資産税の特別措置に関する条例及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律における紀の川市固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
年 月 条例第 号

(紀の川市半島振興対策実施地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一章改正)
第1条 紀の川市半島振興対策実施地域における固定資産税の特別措置に関する条例(平成17年紀の川市条例第55号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改	正	前	改	正	後
(固定資産税の不均一課税)					
第2条 半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成7年自治省令第16号)第1条第3号の規定の適用を受ける設備であつて、取得価額の合計額が500万円(租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第28条の9第12項に規定する資本金の額等が1,000万円超5,000万円以下である法人にあつては1,000万円とし、資本金の額等が5,000万円超である法人にあつては2,000万円とする。)以上のものを新設し、又は増設した者について、当該設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(法第9条の5第1項に規定する認定産業振興促進計画に記載された法第9条の2第2項第4号に掲げる計画期間の初日以後において取得したものに限り、かつ、土地についてはその取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。)に対	第2条 半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成7年自治省令第16号)第1条第3号の規定の適用を受ける設備であつて、取得価額の合計額が500万円(租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第28条の9第10項に規定する資本金の額等が1,000万円超5,000万円以下である法人にあつては1,000万円とし、資本金の額等が5,000万円超である法人にあつては2,000万円とする。)以上のものを新設し、又は増設した者について、当該設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(法第9条の5第1項に規定する認定産業振興促進計画に記載された法第9条の2第2項第4号に掲げる計画期間の初日以後において取得したものに限り、かつ、土地についてはその取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。)に対				

改 正 前	改 正 後
<p>して課する固定資産の税率は、当該固定資産に対して新たに固定資産税を課すこととなつた年度以降3年度分に限り、紀の川市税条例（平成17年紀の川市条例第54号）第62条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>して課する固定資産の税率は、当該固定資産に対する税率は、当該固定資産を課すこととなつた年度以降3年度分に限り、紀の川市税条例（平成17年紀の川市条例第54号）第62条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>
<p>(地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律における紀の川市固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正)</p> <p>第2条 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律における紀の川市固定資産税の特別措置に関する条例（平成20年紀の川市条例第40号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。</p>	<p>(地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律における紀の川市固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正)</p> <p>第2条 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律における紀の川市固定資産税の特別措置に関する条例（平成20年紀の川市条例第40号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。</p>
改 正 前	改 正 後
(課税免除)	<p>(課税免除)</p> <p>第2条 市長は、法第4条第6項の規定による同意の日（以下「同意日」という。）から起算して5年以内に地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第2条に規定する対象施設を設置した事業者について、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものと除外する。）又はこれらの敷地である土地（同意日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税を新たに課税しないこととする。</p>

	改	正	前	後
に課されることとなつた年度以降3年度分に限り、免除する。			に課されることとなつた年度以降3年度分に限り、免除する。	

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

議案第4号

紀の川市交通指導員設置条例の一部改正について

紀の川市交通指導員設置条例（平成17年紀の川市条例第21号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和4年3月7日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）により成年年齢の改正規定が令和4年4月1日に施行されることに伴い、所要の改正を行うため。

紀の川市交通指導員設置条例の一部を改正する条例

令和　年　月　日　号
条例第

紀の川市交通指導員設置条例（平成17年紀の川市条例第21号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

	改	正	前	改	正	後
(委嘱)				(委嘱)		
第3条 指導員は、次に該当する者のうちから市長が委嘱する。				第3条 指導員は、次に該当する者のうちから市長が委嘱する。		
(1) 本市に居住及び勤務する年齢満20歳以上の者				(1) 本市に居住又は勤務する年齢満18歳以上の者		
(2) 略				(2) 略		
(身分)				(身分)		
第6条 略				第6条 略		
2 指導員には、別に規則で定める <u>交通指導員之証</u> を交付する。				2 指導員には、別に規則で定める <u>交通指導員証</u> を交付する。		
3 略				3 略		

附 則 (令和　年　月　日　号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第5号

紀の川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

紀の川市消防団員等公務災害補償条例（平成17年紀の川市条例第203号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和4年3月7日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）が公布され、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和31年法律第107号）の一部改正が令和4年4月1日に施行されることに伴い、条例の一部を改正するため。

紀の川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
年 条例第

紀の川市消防団員等公務災害補償条例（平成17年紀の川市条例第203号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
(損害補償を受ける権利)	
第2条 非常勤消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合、又は消防法第25条第1項若しくは第2項（これららの規定を同法第36条第8項において準用する場合を含む。）若しくは第29条第5項（同法第30条の2及び第36条第8項において準用する場合を含む。）の規定により消防作業に従事した者（以下「消防作業従事者」という。）、同法第35条の10第1項の規定により救急業務に協力した者（以下「救急業務協力者」という。）又は消防法第24条の規定により水防に従事した者（以下「水防従事者」という。）又は災害対策基本法第65条第1項（同条第3項（原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）において準用する場合及び同項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定若しくは災害対策基本法第65条第2項において準用する同法第63条第2項の規定による応急措置の業務に従事した者（以下「応急措置従事者」という。）が	第2条 非常勤消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合又は消防法第25条第1項若しくは第2項（これららの規定を同法第36条第8項において準用する場合を含む。）若しくは第29条第5項（同法第30条の2及び第36条第8項において準用する場合を含む。）の規定により消防作業に従事した者（以下「消防作業従事者」という。）、同法第35条の10第1項の規定により救急業務に協力した者（以下「救急業務協力者」という。）、同法第24条の規定により水防に従事した者（以下「水防従事者」という。）又は災害対策基本法第65条第1項（同条第3項（原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）において準用する場合及び同項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定若しくは災害対策基本法第65条第2項において準用する同法第63条第2項の規定による応急措置の業務に従事した者（以下「応急措置従事者」という。）が

改 正 前	改 正 後
<p>消防作業若しくは水防（以下「消防作業等」という。）に従事し、若しくは<u>救急業務</u>に協力し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは<u>救急業務</u>に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病により死亡し、若しくは<u>救急業務</u>に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、市長は、損害補償を受けるべき者に対する旨を速やかに通知しなければならない。</p> <p>第3条 略</p> <p>2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。</p> <p>2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。</p>	<p>消防作業若しくは水防（以下「消防作業等」という。）に従事し、<u>救急業務</u>に協力し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、<u>救急業務</u>に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病により死亡し、若しくは<u>救急業務</u>に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合は、市長は、損害補償を受けるべき者に対して、その者がこの条例によって損害補償を受ける権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。</p> <p>第3条 略</p> <p>2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。</p> <p>2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。</p>

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受けける権利〔は、この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）以後も、なお従前の例により担保に供することができる。〕
- 3 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）附則第70条第1項及び第71条第1項に規定する申込みに係る傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受けれる権利〔は、施行日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。〕

議案第6号

紀の川市国民健康保険税条例の一部改正について

紀の川市国民健康保険税条例（平成17年紀の川市条例第58号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和4年3月7日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

国民健康保険事業費納付金の確定等に伴う税率の改正及び全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）による地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正が施行されることに伴う改正を行うため。

紀の川市国民健康保険税条例（平成17年紀の川市条例第58号）の一部を改正する条例

令和 年 月 日
条例第 号

紀の川市国民健康保険税条例（平成17年紀の川市条例第58号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正	前	改	正	後
	(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)		(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)	
第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に <u>100分の7.90</u> を乗じて算定する。		第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に <u>100分の7.10</u> を乗じて算定する。		
2 略	(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)	2 略	(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)	
				第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について <u>26,000円</u> とする。
				(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)
				第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
				(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8

改 正 前	改 正 後
<p>号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の3及び第2.3条ににおいて同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年から特定月以後8年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の3及び第2.3条において同じ。)以外の世帯</p> <p>(2) 特定世帯 <u>10,000円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>15,000円</u></p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p>	<p>号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の3及び第2.3条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年から特定月以後8年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の3及び第2.3条第1項において同じ。)以外の世帯</p> <p>(2) 特定世帯 <u>10,000円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>15,000円</u></p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p>

改 正 前	改 正	正	後
(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)			(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)
第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>6,300円</u> (2) 特定世帯 <u>3,150円</u> (3) 特定継続世帯 <u>4,725円</u>			第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>6,000円</u> (2) 特定世帯 <u>3,000円</u> (3) 特定継続世帯 <u>4,500円</u>
(介護納付金課税被保険者に係る所得割額) 第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に <u>100分の2.00</u> を乗じて算定する。			(介護納付金課税被保険者に係る所得割額) 第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に <u>100分の2.00</u> を乗じて算定する。
(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額) 第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について <u>10,000円</u> とする。			(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額) 第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について <u>9,300円</u> とする。
(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額) 第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について <u>5,300円</u> とする。			(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額) 第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について <u>4,700円</u> とする。
(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課) 第13条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者は、その発生した日の属する月から、月割をもつて算定した第2条第1項の額(第23条の規定による減額が行われた場合には、同条の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。)を課する。			(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課) 第13条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者は、その発生した日の属する月から、月割をもつて算定した第2条第1項の額(第23条の規定による減額が行われた場合には、同条の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。)を課する。

改 正 前	2～9 略 (国民健康保険税の減額)	2～9 略 (国民健康保険税の減額)
改 正	改 正	改 正 後
	<p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納稅義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納稅義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与所得控除額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額等に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額</p>	<p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納稅義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納稅義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与所得控除額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額等に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額</p>

改 正 前	改 正 後
<p>が 60 万円を超える者に限り、年齢 65 歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が 110 万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。) の数の合計数 (以下の条において「給与所得者等の数」という。) が 2 以上の場合にあっては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額) を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る<u>基礎課税額の被保険者均等割額</u> 被保険者 (第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。) 1 人について <u>19,110 円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る<u>世帯別平等割額</u> 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>14,140</u></p>	<p>が 60 万円を超える者に限り、年齢 65 歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が 110 万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。) の数の合計数 (以下の条において「給与所得者等の数」という。) が 2 以上の場合にあっては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額) を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る<u>基礎課税額の被保険者均等割額</u> 被保険者 (第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。) 1 人について <u>18,200 円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る<u>基礎課税額の世帯別平等割額</u> 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>14,000</u></p> <p>田</p> <p>(イ) 特定世帯 <u>7,070 円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>10,605 円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税税額の被保険者均等割額 被保険者 (第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。) 1 人について <u>5,950 円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,410 円</u></p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,200 円</u></p>

	改	正	前	改	正	後
(イ) 特定世帯	<u>2, 205円</u>			(イ) 特定世帯	<u>2, 100円</u>	
(ウ) 特定継続世帯	<u>3, 308円</u>			(ウ) 特定継続世帯	<u>3, 150円</u>	
オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。)				オ 介護納付金課税被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。付金課税被保険者 1人について <u>6, 510円</u>)		
カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>3, 710円</u>				カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>3, 290円</u>		
(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円 (納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額) に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)				(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円 (納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額) に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)		
ア 国民健康保険の被保険者に係る <u>被保険者均等割額</u> 被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>13, 650円</u>				ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>13, 000円</u>		
イ 国民健康保険の被保険者に係る <u>世帯別平等割額</u> 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>10, 100円</u>				イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>10, 000円</u>		
(イ) 特定世帯 <u>5, 050円</u>				(イ) 特定世帯 <u>5, 000円</u>		

改	正	前	改	正	後
(ウ) 特定継続世帯 <u>7, 575円</u>			(ウ) 特定継続世帯 <u>7, 500円</u>		
ウ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税税額 の被保険者均等割額　被保険者（第1条第2項に規定する世 帯主を除く。）　1人について <u>4, 250円</u>			ウ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税税額 の被保険者均等割額　被保険者（第1条第2項に規定する世 帯主を除く。）　1人について <u>4, 000円</u>		
エ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税税額 の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ に定める額			エ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税税額 の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ に定める額		
(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3, 150円</u>			(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3, 000円</u>		
(イ) 特定世帯 <u>1, 575円</u>			(イ) 特定世帯 <u>1, 500円</u>		
(ウ) 特定継続世帯 <u>2, 363円</u>			(ウ) 特定継続世帯 <u>2, 250円</u>		
オ　介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額　介護納 付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。 ）　1人について <u>5, 000円</u>			オ　介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額　介護納 付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。 ）　1人について <u>4, 650円</u>		
カ　介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額　1世帯に ついて <u>2, 650円</u>			カ　介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額　1世帯に ついて <u>2, 350円</u>		
(3) 法第703条の5 第1項に規定する総所得金額及び山林所得 金額の合算額が、 <u>43万円</u> （納税義務者並びにその世帯に属す る国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与 所得者等の数が2以上の場合は、 <u>43万円</u> に当該給与 所得者等の数から1を減じた数に <u>10万円</u> を乗じて得た金額を 加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>52万円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前 2号に該当する者を除く。）			(3) 法第703条の5 第1項に規定する総所得金額及び山林所得 金額の合算額が、 <u>43万円</u> （納税義務者並びにその世帯に属す る国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与 所得者等の数が2以上の場合は、 <u>43万円</u> に当該給与 所得者等の数から1を減じた数に <u>10万円</u> を乗じて得た金額を 加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>52万円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前 2号に該当する者を除く。）		

	改	正	前	改	正	後
ア 国民健康保険の被保険者に係る <u>被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)</u>				ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)		
イ 国民健康保険の被保険者に係る <u>世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</u>				イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額		
(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,040円</u>				(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,000円</u>		
(イ) 特定世帯 <u>2,020円</u>				(イ) 特定世帯 <u>2,000円</u>		
(ウ) 特定継続世帯 <u>3,030円</u>				(ウ) 特定継続世帯 <u>3,000円</u>		
ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)				ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)		
エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額				エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額		
(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,260円</u>				(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,200円</u>		
(イ) 特定世帯 <u>630円</u>				(イ) 特定世帯 <u>600円</u>		
(ウ) 特定継続世帯 <u>945円</u>				(ウ) 特定継続世帯 <u>900円</u>		
オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)				オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)		
) 1人について <u>2,000円</u>) 1人について <u>1,860円</u>		
カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1,060円</u>				カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>940円</u>		
(新設)				2 国民健康保険税の納付義務者の属する世帯内に6歳に達する日		

改 正 前	改 正	後
		以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。
		(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額
	ア	前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,900
	イ	前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 6,500
	ウ	前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 10,400円
	エ	アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 13,000円
	（2）国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額	
	ア	前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,200
	イ	前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,000

改 正 前	改 正	後
<p>（特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>第23条の2 国民健康保険税の納稅義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における場合における第3条及び前条の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合には、当該給与所得によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1号中「総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得について、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）及び山林所得金額」とする。</p>	<p>イ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 3,200</p> <p>アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4,000円</p>	<p>（特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>第23条の2 国民健康保険税の納稅義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における場合における第3条及び前条の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合には、当該給与所得によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1号中「総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得について、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）及び山林所得金額」とする。</p>

改 正 前	改 正 後
1～6 略 (公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)	<p>1～6 略 (公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>7 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得に係る国民健康保険税第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第23条第5項に規定する総所得については、同条中「法第703条の5」に規定する「法第703条の5第1項に規定する総所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。</p> <p>（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附</p>

改 正 前	改 正 後
則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。 (長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)	則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。
9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和2年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」	9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和2年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「若しくは山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」

	改 正 前	改 正 後
10 略 (一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特 例)	とする。 10 略 (一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特 例)	とする。 10 略 (一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特 例)
11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しく は特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の2第5項の2第5項 に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条 及び <u>第23条</u> の規定の適用については、第3条第1項中「 及び <u>山林所得金額</u> 」とあるのは「 <u>及び山林所得金額並びに法附則 第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金 額</u> 」と、「 <u>同条第2項</u> 」とあるのは「 <u>法第314条の2第2項</u> 」 と、同条第2項中「 <u>又は山林所得金額</u> 」とあるのは「 <u>若しくは山 林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等 に係る譲渡所得等の金額</u> 」と、第23条第1項中「 <u>及び山林所得 金額</u> 」とあるのは「 <u>及び山林所得金額並びに法附則第35条の2 第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額</u> 」とする。 (上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特 例)	11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しく は特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の2第5項の2第5項 に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条 及び <u>第23条第1項</u> の規定の適用については、第3条第1項中「 及び <u>山林所得金額</u> 」とあるのは「 <u>及び山林所得金額並びに法附則 第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金 額</u> 」と、「 <u>同条第2項</u> 」とあるのは「 <u>法第314条の2第2項</u> 」 と、同条第2項中「 <u>又は山林所得金額</u> 」とあるのは「 <u>若しくは山 林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等 に係る譲渡所得等の金額</u> 」と、第23条第1項中「 <u>及び山林所得 金額</u> 」とあるのは「 <u>及び山林所得金額並びに法附則第35条の2 第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額</u> 」とする。 (上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特 例)	12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しく は特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株 式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第 8条及び <u>第23条</u> の規定の適用については、第3条第1項 中「 <u>及び山林所得金額</u> 」とあるのは「 <u>及び山林所得金額並びに法 附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所</u>

改 正 前	改 正	後
得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、 <u>第23条</u> 中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。	(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例) 13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び <u>第23条</u> の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、 <u>第23条</u> 中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。 (土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)	得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、 <u>第23条第1項</u> 中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。
14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又	14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又	14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又

改 正 前	改 正 後
<p>は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「法第314条の2第2項」とあるのは「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p> <p>(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>15世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に係る法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外國居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第23条法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第23条</p>	<p>は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p> <p>(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>15世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外國居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第23条法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第23条</p>

改 正 前	改 正	正 後
<p>において「特例適用利子等の額」という。) の合計額から法第314条の2第2項と、「山林所得金額の合計額(」)とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」)と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、<u>第23条</u>中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。</p> <p>(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第23条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び<u>第23条</u>において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」)とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」)と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例</p>	<p>第1項において「特例適用利子等の額」という。) の合計額から法第314条の2第2項と、「山林所得金額の合計額(」)とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」)と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」とする。</p> <p>(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第23条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び<u>第23条第1項</u>において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」)とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」)と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例</p>	<p>第1項において「特例適用利子等の額」という。) の合計額から法第314条の2第2項と、「山林所得金額の合計額(」)とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」)と、同条第2項中「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例</p>

改 正 前	改 正 後
<p>適用配当等の額」と、第23条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。 (条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険者の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>適用配当等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。 (条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険者の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>

	改 正 前	改 正 後
18 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険者の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する場合における第3条、第6条、第8条及び <u>第23条</u> の規定を有する場合における第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、 <u>第23条</u> 中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。	18 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険者の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する場合における第3条、第6条、第8条及び <u>第23条</u> の規定を有する場合における第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、 <u>第23条第1項</u> 中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。	19 略

附 則 (令和 年 月 日条例第 号)
(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第3条、第5条及び第5条の2の改正（見出しを改める部分に限る。）、第6条

の改正（「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削る部分に限る。）、第23条の改正（第1号ア、同号イ、第2号ア、同号イ、第3号ア及び同号イ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加える部分に限る。）、第23条の2の改正（「山林所得金額」を削る部分に限る。）並びに附則第7項の改正（「山林所得額」を「山林所得金額」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。
(適用区分)

2 改正後の紀の川市国民健康保険条例（前項ただし書に規定する改正を除く。）の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第7号

令和3年度紀の川市一般会計補正予算（第10号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和3年度
紀の川市一般会計補正予算（第10号）について、議会の議決を求める。

令和4年3月7日提出

紀の川市長 岸 本 健

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第8号

令和3年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第3号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和3年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第3号）について、議会の議決を求める。

令和4年3月7日提出

紀の川市長 岸 本 健

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第9号

令和3年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和3年度
紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）について、議会の議決を求
める。

令和4年3月7日提出

紀の川市長 岸 本 健

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第10号

令和3年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和3年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第1号）について、議会の議決を求める。

令和4年3月7日提出

紀の川市長 岸 本 健

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第11号

令和3年度紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和3年度
紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、議会の議決を求める。

令和4年3月7日提出

紀の川市長 岸 本 健

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第12号

令和3年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和3年度
紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）について、議会の議決を求める。

令和4年3月7日提出

紀の川市長 岸 本 健

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第13号

令和3年度紀の川市水道事業会計補正予算（第3号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和3年度紀の川市水道事業会計補正予算（第3号）について、議会の議決を求める。

令和4年3月7日提出

紀の川市長 岸 本 健

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第14号

令和3年度紀の川市下水道事業会計補正予算（第3号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和3年度
紀の川市下水道事業会計補正予算（第3号）について、議会の議決を求める。

令和4年3月7日提出

紀の川市長 岸 本 健

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第15号

令和4年度紀の川市一般会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、令和4年度紀の川市一般会計予算について、議会の議決を求める。

令和4年3月7日提出

紀の川市長 岸 本 健

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第16号

令和4年度紀の川市土地取得事業特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、令和4年度紀の川市土地取得事業特別会計予算について、議会の議決を求める。

令和4年3月7日提出

紀の川市長 岸 本 健

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第17号

令和4年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、令和4年度
紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計予算について、議会の議決を求める。

令和4年3月7日提出

紀の川市長 岸 本 健

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第18号

令和4年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、令和4年度
紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算について、議会の議決を求める。

令和4年3月7日提出

紀の川市長 岸 本 健

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第19号

令和4年度紀の川市後期高齢者医療特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、令和4年度
紀の川市後期高齢者医療特別会計予算について、議会の議決を求める。

令和4年3月7日提出

紀の川市長 岸 本 健

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第20号

令和4年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、令和4年度
紀の川市介護保険事業勘定特別会計予算について、議会の議決を求める。

令和4年3月7日提出

紀の川市長 岸 本 健

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第21号

令和4年度紀の川市財産区特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、令和4年度
紀の川市財産区特別会計予算について、議会の議決を求める。

令和4年3月7日提出

紀の川市長 岸 本 健

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第22号

令和4年度紀の川市水道事業会計予算について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条第2項の規定により、令和4年度紀の川市水道事業会計予算について、議会の議決を求める。

令和4年3月7日提出

紀の川市長 岸 本 健

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第23号

令和4年度紀の川市工業用水道事業会計予算について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条第2項の規定により、令和4年度紀の川市工業用水道事業会計予算について、議会の議決を求める。

令和4年3月7日提出

紀の川市長 岸 本 健

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第24号

令和4年度紀の川市下水道事業会計予算について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条第2項の規定により、令和4年度紀の川市下水道事業会計予算について、議会の議決を求める。

令和4年3月7日提出

紀の川市長 岸 本 健

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)